

平成25年度 日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ
(平成20年12月11日発効)

	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース (※1)
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容 (国家資格の取得前)	日本国内の病院で就労・研修	日本国内の介護施設で就労・研修	日本国内の養成施設で就学
活動内容 (国家資格の取得後)	日本国内の医療施設等で看護師として就労 (利用者宅でのサービスを除く。)	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 (利用者宅でのサービスを除く。)	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護3年、介護4年（就学コースの場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・期間内に資格不取得の場合は期間満了を以て帰国（帰国後も短期滞在ビザで来日し、受験・資格取得が可能） ・資格取得後：在留期間の更新回数に制限無し ・労働市場への悪影響を避ける観点から、受入れ最大人数を設定（平成25年度は看護200人、介護300人） 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・雇用契約の締結 (日本人と同等額以上の報酬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「4年制大学卒業生+フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）」又は「看護学校（学士）卒業生」 ・雇用契約の締結 (日本人と同等額以上の報酬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業生
日本語等研修	日本語研修（訪日前6ヶ月間 (※2,3)、訪日後6ヶ月間 (※3)）、看護・介護導入研修、就労ガイダンス		日本語研修
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		高等教育委員会（CHED）
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）		

(※1) 平成23年度以降、介護福祉士候補者の就学コースの受入れは実施されていない。

(※2) 協定外の枠組みで行うもの。

(※3) 日本語能力試験N2（旧2級）程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可能。